

岡山大学における特別の課程の編成方法等に関する規程

〔平成21年12月17日〕
岡大規程第58号

改正 平成22年3月31日規程第61号

平成23年3月31日規程第50号

平成28年3月31日規程第46号

平成31年3月29日規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学学則（平成16年岡大規程第2号。以下「学則」という。）第62条第3項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）が同条第1項に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成する場合、その編成方法、履修手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本学の各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター及び各機構（教授会又は教授会としての運営委員会（以下「教授会等」という。）を置くものに限る。以下「部局等」という。）は、学長の承認を受けて、特別の課程を編成することができる。

(履修資格)

第3条 各学部が編成する特別の課程の履修資格は、学則第19条の規定により本学に入学することができる者であることとする。

2 各研究科が編成する特別の課程の履修資格は、岡山大学大学院学則（平成16年岡大規程第3号。以下「大学院学則」という。）第17条及び第18条の規定により当該研究科に入学することができる者であることとする。

3 各研究所、岡山大学病院、各全学センター及び各機構が編成する特別の課程の履修資格は、特別の課程の内容に応じて、前2項のいずれかに該当する者であることとする。

4 前3項に定めるもののほか、特別の課程を編成する部局等（以下「実施部局等」という。）は、特別の課程の内容に応じて、必要とする資格を定めることができる。

(特別の課程の編成)

第4条 特別の課程は、本学が開設する講習（公開講座を含む。以下同じ。）若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程は前期若しくは後期又は通年で実施するものとし、総時間数は60時間以上とする。

3 特別の課程における講習又は授業科目は、本学の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、学則及び大学院学則の定めるところによる。

5 特別の課程に授業科目が含まれる場合は、当該授業科目について同時に授業を行う学生数及び社会人数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

6 特別の課程が授業科目のみで編成される場合は、社会人が履修することを前提とした編成になるよう留意するものとする。

(編成の手続)

第5条 部局等の長は、当該部局等において特別の課程を編成しようとするときは、別紙様式第1による特別の課程実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、当該部局等の教授会等の議を経て、学長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、前項により実施計画書の提出を受けた場合において、当該計画の内容が適当

であると認めるときは、これを承認するものとする。

- 3 実施部局等の長は、当該特別の課程を廃止しようとするときは、当該部局等の教授会等の議を経て学長に届け出なければならない。

(特別の課程の公表)

第6条 実施部局等は、特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他必要と認める事項をインターネットの利用その他適切な方法によりあらかじめ公表するものとする。

(履修手続等)

第7条 特別の課程の履修を志願する者(以下「志願者」という。)は、別紙様式第2の特別の課程履修願書(以下「履修願書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、実施部局等の長に願い出るものとする。ただし、志願者が本学の学生である場合は、実施部局等の長は、書類の添付を省略させることができる。

一 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

二 その他実施部局等の長が必要と認める書類

- 2 特別の課程に授業科目が含まれる場合において、志願者が当該授業科目の単位の認定を希望するときは、前項の願い出に併せて、学則第45条又は大学院学則第41条に規定する科目等履修生として入学を願い出るものとする。

(履修者の決定等)

第8条 前条の履修願書を受理した実施部局等の長は、当該部局等の教授会等の議を経て、特別の課程の履修の可否を決定し、その結果を志願者に通知するものとする。

(受講料の納入)

第9条 履修を許可された者(以下「履修者」という。)は、本学が指定する期日までに、受講料を本学に納入しなければならない。

- 2 特別の課程の受講料の額は、当該特別の課程の総時間数に1,000円を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、実施部局等は、当該特別の課程の趣旨、目的、内容等を総合的に勘案し、学長の承認を得て、前項に規定する受講料を徴収しないものとすることができる。

4 受講料の納入に係る費用は、履修者の負担とする。

5 既納の受講料は返還しない。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

一 実施部局等の都合により、特別の課程の編成を中止したとき。

二 特別の課程の開始日の前日までに履修者から当該課程の履修を取りやめる旨の申し出があった場合において、当該申し出から一か月の間に、当該履修者から書面による返還請求があったとき。

6 特別の課程に授業科目が含まれる場合において、履修者が当該授業科目を科目等履修生として履修するときは、岡山大学学生等の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法を定める規則(平成16年岡大規則第19号)第3条及び第10条の規定にかかわらず、当該授業科目に係る授業料は徴収しない。ただし、第3項の規定により当該特別の課程の受講料を徴収しないものとした場合を除く。

(教材費等)

第10条 履修者は、前条の受講料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担するものとする。

(修了の認定)

第11条 特別の課程の修了の認定は、実施部局等の教授会等の議を経て、学長が行う。

- 2 特別の課程を修了した者には、別紙様式第3の履修証明書を交付する。

(履修者の情報の管理)

第12条 実施部局等は、別紙様式第4の履修証明書発行台帳により、履修者の履修の記録その他の記録を作成し、管理しなければならない。

(実施体制の整備)

第13条 実施部局等は、特別の課程の編成及び当該課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、特別の課程に関し必要な事項は、実施部局等の長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年12月17日から施行する。

2 この規程の施行の際現に編成されている特別の課程については、この規程の施行の日から1月以内に第5条第2項に定める学長の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1

特別の課程実施計画書

実施部局等				
特別の課程の名称				
目的				
内容				
履修資格				
定員				
受講料	円	総時間数	時間	
	※ 裏面：収支計画書添付			
開設期間				
講習又は授業の方法				
修了要件				
その他特記事項				
特別の課程の構成（開設科目等）				
開設科目等の名称	講習・授業 科目の別	時間数	担当教員名	備考

備考： 上記のほか、①授業科目の場合はシラバス，講習の場合はその概要，②実施スケジュール，③実施体制，④当該特別の課程の評価体制，⑤その他参考となる資料を別葉で添付すること。

収 支 計 画 書

1. 募集人員（募集定員）

〇〇 人

2. 特別の課程内訳

(1) 総時間数：

_____時間（学内教員：_____時間，学外者：_____時間）

(2) 講習時間数：

_____時間（学内教員：_____時間，学外者：_____時間）

(3) 授業科目時間数：

_____時間（学内教員：_____時間，学外者：_____時間）

3. 受講料の額

_____円（1時間当たり 1,000円 × 総時間数 _____時間）

4. 運営計画

(1) 収 入：

受講料 _____円 × 履修者 _____人 = _____円

(2) 支 出：

学外講師謝金 _____人 × @ _____円 = _____円

学外者旅費 _____円

資料作成費 _____円

その他 _____円

合計 _____円

(3) 収支決算予定

収入 _____円 - 支出 _____円 = _____円

5. 受講料を徴収しないこととする理由及び根拠

※ 教材費その他の受講に必要な費用（履修者負担）

(1) 教材費： _____円

(2) その他の受講に必要な費用（具体的に記入）：

_____円

合 計： _____円

特別の課程履修願書

平成 年 月 日

<p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○ 殿 (実施部局等の長)</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">昭和・平成 年 月 日生 (男・女)</p> <p style="text-align: center;">このたび、岡山大学 ○○○○ が開設する特別の課程を履修したいので、 (実施部局等)</p> <p style="text-align: center;">許可くださるようお願いします。</p>	<p>写真貼付欄</p> <p>(半身無帽)</p> <p>3.0 × 2.4</p>
現 住 所	〒 _____ TEL () _____
連 絡 先	〒 _____ TEL () _____ <small>現住所以外に連絡先を指定する場合のみ</small>
最 終 学 歴	(年 月 卒業・修了)
現 職	
履修を希望する特別の課程の名称	
出 願 理 由	
科目等履修生としての履修の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)

注： 特別の課程に含まれる授業科目の単位認定(単位の授与)を希望される場合は、別途、授業科目を開講している学部又は大学院研究科の科目等履修生に志願いただく必要があります。希望の方は特別の課程出願時にお尋ねください。

【大学記入欄】

受付番号		願書受理年月日	
------	--	---------	--

裏面につづく

履 歴 書	
学 歴 (高等学校入学から記入)	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
職 歴	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
年 月～ 年 月	
賞 罰	

履修証明書

氏 名
年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学
所定の〇〇〇プログラム（計〇〇時間）を修め
たことを証する。

プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材（能力）を養成することを目的とし、（〇〇と連携して）〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

平成 年 月 日

岡 山 大 学 長

印

（注）各種資格の取得に結びつくような場合は、その旨を付記する。

